高松市（以下「本市」という。）は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号、以下「ＰＦＩ法」という。）第８条第１項の規定により、高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者（以下「事業者」という。）を選定したので、同法第１１条第１項の規定により、客観的評価の結果を公表いたします。

令和８年１０月２９日

高松市長　大西　秀人

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

客観的評価の結果

令和８年 10 月 29 日

高松市

目次

１　事業概要 4
（１）事業の名称 4
（２）事業目的 4
（３）公共施設等の管理者 4
（４）事業方式 4
（５）対象施設及び整備対象の概要 4
（６）事業期間 5
（７）業務内容 5
２　事業者の選定 6
（１）募集及び選定方法 6
（２）優先交渉権者決定までの経緯 6
（３）優先交渉権者の決定 6
（４）提案金額（税込） 7
（５）収支改善効果 7

１　事業概要

（１）事業の名称

高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業

（２）事業目的

市は、近年の夏場の猛暑下における児童生徒の体調管理や熱中症予防への対策として、また、良好な学習環境づくり、災害発生時の避難施設としての十分な活用等を目的として、休校を除く、市立の全小・中学校の主要な体育館（以下「対象施設」という。）に、空調設備及び換気設備（以下「空調設備等」という。）を新たに設置する。また、空調設備等の設置効果を十分に発揮させることや老朽化等への対応のため、対象施設の屋根改修を併せて実施する。

本事業は、ＰＦＩ法に基づく事業として実施し、対象施設の空調設備等に係る設計、施工、工事監理及び維持管理を、また、屋根改修についても設計、施工及び工事監理を一体的に実施することで、民間事業者の技術やノウハウ等を最大限に活用し、短期間に対象施設の環境向上を実現することにより学校間の公平性を確保した上で、効率的かつ効果的な運用により市の財政負担が縮減されることを目的とする。

（３）公共施設等の管理者

高松市長　大西　秀人

（４）事業方式

本事業は、ＰＦＩ法に基づき、本事業を実施する者として選定された事業者が、市と事業契約を締結し、事業者が空調設備等設置及び屋根改修の設計、施工及び工事監理を行い、市に所有権を移転した後、事業期間を通じて維持管理業務を行うＢＴＯ（Build-Transfer-Operate）方式とする。

（５）事業の対象施設

本事業は、市立の全小・中学校（休校を除く）を対象とし、対象施設数の内訳は以下のとおりである。

種別	対象施設数		
	空調設備等 設置	屋根改修	空調設備等 維持管理
小学校	43 か所	16 か所	45 か所
中学校	21 か所	8 か所	21 か所
合計	64 か所	24 か所	66 か所

※空調設備等設置は、全小・中学校 66 か所のうち、64 か所を対象とし、小学校２か所は、市が別途設置する。

（６）事業期間

本事業の事業期間は、事業契約の締結日（令和８年 12 月下旬を予定）から、令和 27 年３月 31 日までの 18 年３か月間とする。

（７）業務内容

事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。

①　設計業務

ア 設計のための事前調査業務

イ 設計業務

ウ その他付随する業務

②　施工業務

ア 施工のための事前調査業務

イ 施工業務

ウ 整備に伴う一切の工事

エ 施工完了後の市への所有権移転業務

オ その他付随する業務

③　工事監理業務

ア 施工に係る工事監理業務

イ その他付随する業務

④　維持管理業務

ア 空調設備等の維持管理のための事前調査業務

イ 空調設備等の性能の維持に必要となる一切の業務

ウ 空調設備等に係る緊急時対応業務

エ 空調設備等の運用に係るデータ計測及び記録業務

オ 空調設備等の運用に係るアドバイス（業務運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）

カ 空調設備等の法定点検業務

キ その他付随する業務

※維持管理業務は空調設備等のみを対象とし屋根改修は対象外。

２　事業者の選定

（１）募集及び選定方法

本事業は、事業者に設計、施工、工事監理、維持管理等及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期にわたることから、事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められる。

したがって、事業者の選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、市が支払うサービス対価の額に加え、事業者の設計、施工、工事監理、維持管理等に関する高度な知識や技術力、豊富な経験、創意工夫等の独創性を備えた業務遂行能力、資金調達能力及び事業計画の妥当性等を総合的に評価する公募型プロポーザル方式により行った。

（２）優先交渉権者決定までの経緯

令和８年３月３日に募集要項等の公表を行ったところ、令和８年５月 13 日までに応募事業者１グループから参加表明書及び参加資格確認申請書類の提出があり、当該グループが参加資格を有していることを本市が確認した。その後、令和８年７月 31 日までに参加資格を有する１グループから提案書等が提出された。

（３）優先交渉権者の決定

「高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業者選定プロポーザル審査委員会」は、「高松市立小・中学校体育館空調設備設置事業事業者選定基準」（令和８年３月３日公表）に基づき、提案書等の審査を行い、最優秀提案者を選定した。この結果を踏まえ、市は令和８年９月１日に四電エナジーサービス株式会社を代表企業とする四電エナジーサービスグループを優先交渉権者として決定した。

優先交渉権者の構成

代表企業	・四電エナジーサービス株式会社
構成企業	・株式会社四電工　香川支店 ・株式会社合田工務店 ・四国ガス産業株式会社　高松営業所 ・ジーアイピーコンサルティング株式会社 ・四国電力株式会社 ・四国ガス株式会社　高松支店
協力企業	・株式会社桜設備設計 ・株式会社西日本設備コンサルタント ・株式会社タカネ設計 ・三和電業株式会社 ・徳寿工業株式会社 ・三信電気水道株式会社

（４）提案金額（税込）

7,982,634,176 円

（５）収支改善効果

本事業について、市が自ら実施した場合と事業者の提案に基づいてＰＦＩ事業として実施した場合の財政負担見込額を、事業期間全体を通じて算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を市自ら実施する場合に比べ、ＰＦＩ事業として実施する場合は、事業期間中の財政負担額が約 7.9%の収支改善が達成されると見込まれる。